

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第30号に掲げる潜水器漁業(オホーツク総合振興局管内沖合海域)について、その許可または起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月22日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(なまこ)	網海共第2号共同漁業権漁場区域	(なまこ) 1月1日から4月30日まで及び6月16日から12月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	20隻以内	—	1. オホーツク総合振興局管内に住所を有する者  2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和5年12月20日から令和6年12月15日まで	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長に報告しなければならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外のものを採捕してはならない。 (3)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (4)知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (5)次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇)
同 上	網海共第37号共同漁業権漁場区域	同 上	20隻以内	—	同 上		
潜水器漁業(うに、なまこ、えむし)	網海共第3号共同漁業権漁場区域	(えぞぼるんうに) 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで (きたむらさきうに) 1月1日から9月14日まで及び11月1日から12月31日まで (なまこ) 1月1日から4月30日まで及び6月16日から12月31日まで (えむし) 1月1日から12月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	5隻以内	—	同 上		
	網海共第4号共同漁業権漁場区域						
潜水器漁業(なまこ、うに)	網海共第6号共同漁業権漁場区域	(なまこ) 1月1日から4月30日まで及び6月16日から12月31日まで (えぞぼるんうに) 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	20隻以内	—	同 上		
同 上	網海共第8号共同漁業権漁場区域	(なまこ) 1月1日から4月30日まで及び6月16日から12月31日まで (えぞぼるんうに) 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで (きたむらさきうに) 1月1日から9月14日まで及び11月1日から12月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	40隻以内	—	同 上		